

三重県公報(日刊) 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

# 三重県公報

第七千四百四十九号

昭和二十七年十二月二十四日

水 曜 日

## 目 次

### 規 則

一 三重県会計規則の一部改正  
告 示

一 公有水面埋立免許等  
一 児童福祉施設設置の認可および保育所の位置等変更  
通知照会

一 異常分娩時の出産扶助費に支給について  
一 勝チフス、バラチフスおよびジフテリヤ予防接種の間隔に  
ついて

### 規 則

◎三重県規則第八十二号

三重県会計規則(昭和二十六年三重県規則第三十四号)の一部を改正する規則を、次のように定める。

昭和二十七年十二月二十四日

三重県知事 青 木 理

三重県会計規則の一部を、次のように改正する。

第三十二条第六号の次に次の一項を加える。

七 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費について前金払をするこ  
とができる額はその経費の三割以内とする。

第七十二条中「十分の八以内とする」を「十分の九以内とする」に改める。

第七十二条に、次の一項を加える。

2 第三十二条第六号の規定により前金払をした場合において前条の規定により出来高払の請求を受けたときの支払額は前金払の額に出来高を乗じた額を差引いた額とする。

附則

この規則は公布の日から施行し第七十二条第一項の改正は昭和二十七年四月一日からその外の改正は昭和二十七年十二月一日から適用する。

告 示

◎三重県告示第九百七十二号

公有水面埋立について、次のように免許した。

昭和二十七年十二月二十四日

三重県知事 青 木 理

- 一 願人の住所氏名職業  
東京都中央区京橋一丁目一番地 大鶴石油株式会社
- 一 埋立の場所及び面積  
四日市市大鶴町三番地四番地五番地先海面
- 一 埋立の目的  
工場敷地
- 一 工事着手及び竣功期限  
着手 免許の日から一月  
竣功 昭和二十七年十二月末日

一 埋立免許の年月日

昭和二十七年九月一日

◎三重県告示第九百七十三号

公有水面埋立工事竣功期間伸長について、次のように昭和二十七年十二月十八日許可した。

昭和二十七年十二月二十四日

三重県知事 青 木 理

- 一 願人  
志摩郡和具町四、三一二番地 岩城 利一
- 一 埋立の場所および面積  
志摩郡和具町字間崎地先海面二百二十八坪七合五勺
- 一 埋立の目的  
しんじゆ養殖作業場
- 一 工事竣功期間  
元 昭和二十七年十二月四日  
新 昭和二十八年五月末日
- 一 埋立免許年月日  
昭和二十五年十月七日

◎三重県告示第九百七十四号

児童福祉施設設置のことを、児童福祉法第三十五条の規定により次のように認可した。

昭和二十七年十二月二十四日

三重県知事 青 木 理

- 一 名 称 佐奈具保育園
- 二 位 置 上野市佐奈具町五九六番地
- 三 種 別 保育所
- 四 収 容 定員三〇名
- 五 入所する者、またはその扶養義務者の負担すべき費用  
1 事務費(一人一日当り) 乳児 三三九八八銭  
幼児 二一四〇二銭
- 2 事業費(一人一日当り) 給食費 乳児 二四四三〇銭  
幼児 七四一〇銭  
その他事業費 二四五六銭
- 六 認可年月日 昭和二十七年十二月一日
- 一 名 称 一色保育所
- 二 位 置 宇治山田市一色町一、六八二番地

三 種 別 保育所

四 収容定員 六〇名- 五 入所する者、またはその扶養義務者の負担すべき費用  
1 事務費(一人一日当り) 乳児 三三九八八銭  
幼児 二〇四六九銭
- 2 事業費(一人一日当り) 給食費 乳児 二四四三〇銭  
幼児 七四一〇銭  
その他の事業費 二四五六銭
- 六 認可年月日 昭和二十七年十二月一日

◎三重県告示第九百七十五号

あさひ保育園の位置および収容定員変更のことを、次のとおり認可した。

昭和二十七年十二月二十四日

三重県知事 青 木 理

- 一 新 位 置 三重郡朝日村大字市七六〇番地
- 一 旧 位 置 三重郡朝日村大字小向一、〇八〇番地
- 一 新収容定員 一〇〇名
- 一 旧収容定員 八〇名
- 一 認可年月日 昭和二十七年十一月一日

# 通知 照會

●厚第一五九三号

昭和二十七年十二月二十四日

民生部長

各地方事務所長殿  
各市町村長殿

異常分娩時の出産扶助費の支給について(通知)

右のことについて、次のとおり甲号(青森県)の照会に対し乙号(厚生省)のとおり質疑応答があつたから、参考にして下さい。

甲号

異常分娩時の出産扶助費支給について

右について左のとおり疑義がありますから何分の指示を得たく照会いたします。

記

一 被保護者の産婦について助産婦が異常分娩と認めて医師に往診を求めた結果、医師は随行した助産婦の資格ある看護婦を助手として、鉗子分娩を行い、看護婦が後産の始末をなした

が、新生児の沐浴だけは助産婦がその後引続き六日間行つた場合異常分娩に要する担当医師の初診料四點、往診料五里以内五點、鉗子分娩術六〇点計六九點(七九三円五〇銭)を医療券で請求させ、一方助産婦に対しては出産扶助基準額範囲内沐浴料乙地三〇〇円のほかに分娩料乙地一二〇〇円、計一五〇〇円全額を支給するのが妥当か。

二 右鉗子分娩に際して会陰裂創し分娩直後縫合を行つたが、担当医師はその責を己れの不注意に帰し、会陰裂創縫合術筋腫に及ぶもの三〇点を請求できないと解しているが、それでよいのか。

乙号

異常分娩時の出産扶助費支給について

(社)乙発第一六七号  
(昭和二十七年十二月九日)

十月十一日青厚第一七〇五号を以つて照会のあつた横記の件については左記のとおり回答する。

記

一 照会第一点について

1 被保護者が妊娠中に助産婦が異常分娩を予知し、分娩の際には最初より医師の往診を求めて、医師により鉗子分娩

各保健所長殿  
各市町村長殿

「賜チフス、バラチフス」および「ジフテリ

ア」予防接種の間隔について(通知)

右のことについて次のとおり乙号(佐賀県衛生部長)の照会に対し甲号(厚生省)のとおり回答があつたから参考にして下さい。

乙号案第一、四〇四号

昭和二十七年十一月十三日

佐賀県衛生部長

公衆衛生局防疫課長殿

賜チフス、バラチフス及びジフテリア予防接

種の接種間隔について

最近生物学的製剤製造所及び研究所が自所製品の宣伝のために別添印刷物を関係者へ配布し、あわせて予防接種施行上の参考にして供している向があるが、該印刷物に記載されている接種説明要領中接種の間隔と賜チフス、バラチフス及びジフテリア予防接種施行心得中の接種間隔と左記の通り相違があり此の点の疑義を生じているので何分の御教示願います。

尚該印刷物に記載されている説明の内容は昭和二十五年一月

二 照会第二点について鉗子分娩の際会陰裂創が生じたことが医学通念に照し当該医師の不注意であつたことが客観的に認められる場合には会陰裂創縫合術筋腫に及ぶもの三〇点は請求出来ないものである。

●予第一五〇四号

昭和二十七年十二月二十四日

衛生部長

二十五日厚生省告示第二十二号「腸チフス、パラチフス混合ワクチン基準」並に昭和二十二年十二月六日厚生省告示第七十七号「チフテリアトキシノイド基準」(本年三月八日厚生省告示第五十二号「チフテリアトキシノイド及びチフテリアミョウペントキシノイド基準」に改正されている)に基くものであります。

記

腸チフス、パラチフス予防接種の接種間隔の相違(朱線の箇所)

(イ) 昭和二十六年四月十七日付衛発第二七〇号で通達された、腸チフス、パラチフス予防接種施行心得の一部改正告示案には、生後三十六ヶ月から四十八ヶ月の幼児に対しては一回に〇、二五を五日から十日までの間隔をもつて三回皮下に注射し以下略。

(ロ) 昭和二十五年一月二十五日厚生省告示第二十二号告示で公布された「腸チフス、パラチフス混合ワクチン基準」では該ワクチンによる三回量は上膊の伸側皮下に三―七日の間隔で次のようにして注射する。

生後三十六ヶ月から四十八ヶ月の幼児

第一回〇、二五第二回〇、二五第三回〇、二五 以下略。

(ハ) 印刷物に記載の説明要領

(イ) 武田の日本薬局方生物学的製剤一覧表には、三―四才迄の幼児は〇、二五その他の者は〇、四〇を夫々三回三―七日間隔で皮下注射する 以下略。

(ロ) 北血の生物学的製剤一覧表には前(イ)項に準じ記載されている。

(ハ) 医薬新聞(昭和二十七年十月二十一日付)には予防接種の要領に生後三十六―四十八月〇、二五三回皮下三―七日間隔。

チフテリア予防接種の接種間隔の相違(朱線の箇所)

(イ) チフテリア予防接種心得には第一期の者には第一回〇、五を各四週間から六週間の間隔で皮下注射する 以下略。

(ロ) 昭和二十二年十二月六日厚生省告示第七十七号で公布された「チフテリアトキシノイド基準」では、初回免疫一回の注射量は一、〇〇以下とする。

第一回〇、五〇第二回一、〇〇第三回一、〇〇を各二―四週間間隔で皮下注射する 以下略。

(ハ) 印刷物に記載の説明要領

(イ) 武田の日本薬局方生物学的製剤一覧表には生後六ヶ月―満十三才迄の乳幼児には〇、五〇一、〇〇一、〇〇を夫々

二―四週間隔で三回に皮下注射する。

(ロ) 北血の生物学的製剤一覧表には前(イ)に準じ記載されている。

(ハ) 医薬新聞(昭和二十七年十月二十一日付)には予防接種要領に生後六―十二月〇、五、一、〇、一、〇の三回皮下二―四週間隔 以下略。

甲号

衛防第八九号

昭和二十七年十二月十一日

防疫課長

細菌製剤課長

佐賀県衛生部長殿

腸チフス、パラチフス及びチフテリア予防接種

種間隔について(回答)

昭和二十七年十一月十三日薬第一、四〇四号による照会の件について次の通り回答する。

記

一 腸チフス、パラチフス予防接種を予防接種法によつて行う場合において予防接種施行心得によつて実施されたい。

尚、右心得と腸チフス、パラチフス混合ワクチン基準との

接種間隔の相違は近く調整する予定である。

二 チフテリア予防接種については昭和二十二年十二月六日厚生省告示第七十七号チフテリアトキシノイド基準による接種間隔とチフテリア予防接種施行心得において、接種間隔に相違があるが昭和二十七年三月八日厚生省告示第五十二号チフテリアトキシノイド、チフテリアミョウペントキシノイド基準による接種液は未だ市販されていないので新基準によるトキシノイドが使用される至るまでは現行チフテリア予防接種施行心得を改正する予定である。

尚、当分の間は厚生省告示第七十七号による旧基準の接種液が予防接種法による予防接種に使用されるのでその接種間隔はチフテリア予防接種施行心得によつて実施されたい。

昭和二十七年十二月二十四日印刷発行 津市栄町二丁目 三 重 県 庁

三重県公報 (第三種郵便物認可)

津市広明町三二五番地 三 重 県 印刷所  
振替口座番号名古屋二五八番

印刷所